

音楽配信ビジネスはいまだ未知数 著作権問題・インフラ環境の整備へ

ナップスター敗訴

2001年2月12日、アメリカのナップスター訴訟の控訴審判決において、同社のサービスがレコード会社の著作権を侵害しているという判断が下された。この判決に喜びに沸く音楽業界であるが、音楽配信を将来の重要な流通手段に位置付けるレコード会社にとっては、まだまだ予断を許さない状況が続いている。

それというのも、ほとんどのレコード会社が音楽配信事業に関して予想以上の苦戦を強いられているからである。

WMT、EMMS、Liquid Systemなど著作権保護機能や課金システムなどを備えた総合的な配信システムができ、ほとんどのメジャーレーベルは音楽配信事業を本格的にスタートさせた。しかし、通信インフラ整備の遅れがビジネスの発展を妨げているのが現状である。さらにはファイル圧縮形式（ATRAC3・AAC・MP3等）や記録メディア（メモリースティック・SDメモリー・MMC等）が複数存在し、ユーザーの利便性から見て、決して望ましい状態とは言えない。まだまだ広く一般ユーザーが気軽に楽しむメディアにまで成長していないのである。

国内の音楽配信の現状

レコード会社主導で運営または参画している総合音楽ポータルサイトには、2000年4月にスタートした「レーベルゲート」と2001年2月にオープンした「ドゥープ・ドットコム」がある。どちらも音楽配信のプラットフォームをレコード会社に提供するものだが、配信する楽曲や販売価格は各社が自主的に決定している。おおむね1曲300～350円で設定されているのが実情だ。ちなみに米国のサイトでは1曲1～3ドル程度の価格設定をしていることが多い。販売実績については、日本の

音楽配信の先駆者であるソニー・ミュージックエンタテインメントでも「月1万5000件の壁を越えられない」という*1。

またMDダウンロード中心のデジタルキヨスク端末による音楽配信は、端末を多機能化することによって新規顧客の獲得と販路拡大を目指している。DCTを提供するデジキューブは端末に金融機能を、またミュージックデリを提供するメディアラグは、オムロンとの共同開発でデジタルカメラ画像のプリントアウトなどの機能を付加して、訴求力を高めている。

最近、利用者の爆発的な増加を受けて注目されているのが、携帯電話による音楽配信サービスである。DDIポケットはPHS機への音楽のダウンロードサービスSound Marketを2000年11月より開始した。同サービスは「ケイタイdeミュージック」という規格を採用している。その基本コンセプトは筑波大学名誉教授の森亮一氏が提唱する「超流通」をベースにしており、今後の動向が見守られる。

NTTドコモもDDIポケットに追随して、携帯電話の音楽配信サービス「M-stage music」を2001年4月27日より開始した。専用のPHS機「ピックウォーク」向けに1曲150～350円の価格で音楽を提供する。iモードの契約数は2001年3月で2000万を突破し、音楽業界にとって携帯電話はもはや無視できない重要な地位を占めるメディアになった。今後の展開に大いに注目していきたい。

著作権の問題

さてここで著作権について少し言及してみよう。2000年12月にJASRACのインタラクティブ配信の著作物使用料規定が文化庁長官により正式に認可された*2。これは音楽配信における著作権使用料の原価率が確定したことを意味し、配信事業者はようやくビジネスの見通しが立て

やすくなった。ただし、2001年10月1日に著作権等管理事業法が施行され、新しい管理事業者が音楽配信の世界にも参入する予定である*3。また、大手の音楽出版社の中には直接楽曲を管理する会社も出てくるだろう*4。したがって楽曲によって著作権使用料の料率設定が異なることが予想される。当初は若干の混乱が生じるだろうが、著作権管理事業の競争によって、各社のサービスが向上することに期待したい。

音楽配信の将来性

ADSLや光ファイバーなどのサービスによって定額・高速のインターネット環境がようやく整い始めている。通信インフラの整備により、一定の顧客を獲得することができるようになるが、パソコンや携帯電話を介した現状の音楽配信モデルでは限界があるだろう。やはりCDプレイヤーのように誰もが簡単に音楽を楽しめなければ、広範なユーザーの獲得は難しい。次世代機器の登場が待たれる。

また現状のコンテンツの料金設定にも疑問が残る。1曲300～350円という、従来のレコード価格をベースにした料金設定は、はたしてユーザーのニーズに応えることができるのだろうか。定額制サービスの導入など、課金制度については大いに検討する価値はあるだろう。

音楽配信は現在、大きな岐路に立っている。ユーザーのニーズに合ったビジネスモデルが構築できるか、各社の力量が試されている。

(安藤和宏 株式会社セブティマ・レイ)

*1 日本経済新聞2001年3月8日

*2 この規定は2002年3月31日までの適用となる。

*3 すでに2000年10月に設立された株式会社イーライセンスが参入を表明している。

*4 著作権等管理事業法により、従来一部の権利を除き禁止されていた音楽出版社の自己管理が可能となる。



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp